

消生第 1903 号
令和 7 年 1 月 29 日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長
(公 印 省 略)

総代選挙等に係る適正な公告の実施について（通知）

日頃より、適正な消費生活協同組合（連合会）（以下「生協」という。）の運営に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、総代会を設置している生協におかれては、来期の総代会に向けて総代選挙の準備を進めているところと推察します。

総代選挙の実施に当たっての公告方法については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 26 条第 3 項で「組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる」、また、消費生活協同組合模範定款例（令和 4 年 9 月 1 日社援地発 0901 第 2 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）第 78 条第 1 項第 1 号では「事務所の店頭に掲示する方法」等とそれぞれ規定されています。

については、今後、実施される総代選挙及び役員選挙（選挙制を採用している生協に限る。）等に係る公告について、公告の趣旨を十分御理解の上、生協法及び各生協の定款等の規定に基づき、適正に実施されるよう、改めて通知します。

また、公告期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 98 条第 3 項の規定を参考に、相当期間を必ず確保いただくよう、併せて通知します。

なお、知事への総（代）会終了の届出については、消費生活協同組合法施行細則（昭和 39 年 3 月 6 日規則第 9 号）第 2 条第 1 項の規定により、総（代）会終了後 2 週間内となりますので、引き続き、期限内の届出について御留意ください。

問合せ先
指導グループ 田巻、奥田、加藤
電話 (045)312-1121（代表）内線 2631～2632
電子メール jigyosya.syohi@pref.kanagawa.lg.jp

参 考

- 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）（抄）
（定款）
第二十六条 （略）
2 （略）
3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法の
ほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
以下、（略）

- 消費生活協同組合模範定款例（令和 4 年 9 月 1 日社援地発 0901 第 2 号厚生
労働省社会・援護局地域福祉課長通知）（抄）
（公告の方法）
第 78 条 この組合の公告は、以下の方法で行う。
(1) 事務所の店頭に掲示する方法
以下、（略）

- 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）
第九十八条 （略）
2 （略）
3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わ
る掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみ
なす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないこ
とについて過失があったときは、到達の効力を生じない。
以下、（略）

- 消費生活協同組合法施行細則（昭和 39 年 3 月 6 日規則第 9 号）（抄）
（総会に関する届出）
第 2 条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」
と総称する。）は、総会又は総代会が終了したときは、2 週間以内
に、その旨を議事録を添えて知事に届け出なければならない。
以下、（略）